市会議第２６号

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出について

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書を次のとおり提出する。

平成２６年５月３０日提出

提出者　市会議員　井上　与一郎　ほか５３名
（自民党市議団，民主・都みらい，公明党市議団，京都党市議団，無所属（清水），無所属（森川））

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣，農林水産大臣，
環境大臣　宛て

京　都　市　会　議　長　名

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書

サル，シカ，イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中，狩猟者の減少，高齢化等により，鳥獣捕獲の担い手が減少している。

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要であるとの観点から，政府は，今国会において「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し，法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」を規定するとともに，「保護」と「管理」の施策体系の整理，指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的な管理を図る事業の創設，一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和，認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など，制度の抜本的な改正を行った。これにより，今後，鳥獣の捕獲体制が強化されることになる。

よって国におかれては，施行に当たって，下記事項について，十分に留意して実施されるよう強く求める。

記

1　都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については，国が主導して，より効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。
2　市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか，新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が活用されるよう，十分な財政支援を行うこと。
3　捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため，衛生管理の徹底による安全性の確保や販売経路の確立，消費拡大への支援などを推進すること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。